

1 融資制度

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先	決定件数	決定額(円)
【新潟県制度融資】 セーフティネット資金(経営支援枠・自然災害要件)	・限度額:3,000万円(セーフティネット資金の他の要件と別枠) ・資金用途:運転資金・設備資金 ・融資期間:7年以内(うち据置2年以内) ・利率: 融資期間3年以内=年1.30% 融資期間3年超5年以内=年1.50% 融資期間5年超7年以内=年1.70% ・保証:新潟県信用保証協会の信用保証付き	自然災害により被害を受けた中小企業者	なし (金融機関による審査あり)	新潟県地域産業振興課 025-280-5240	-	-
【新潟県制度融資】 セーフティネット資金(経営支援枠・能登半島地震対応要件)	・限度額:7,000万円(セーフティネット資金の他の要件と別枠) ・資金用途:運転資金・設備資金 ・融資期間:10年以内(うち据置2年以内) ・利率: 融資期間3年以内=年1.15% 融資期間3年超5年以内=年1.35% 融資期間5年超7年以内=年1.55% 融資期間7年超10年以内=年1.75% ・保証:新潟県信用保証協会の信用保証付き	能登半島地震により被害を受けた中小企業者	なし (金融機関による審査あり)	新潟県地域産業振興課 025-280-5240	-	-
【新潟県制度融資】 短期事業資金	・限度額:500万円 ・資金用途:運転資金 ・融資期間:1年以内 ・利率:年1.65% ・保証:新潟県信用保証協会の信用保証付き	一時的な運転資金の需要が生じた小規模企業者	なし (金融機関による審査あり)	新潟県地域産業振興課 025-280-5240	-	-
信用保証料補給	セーフティネット資金経営支援枠のうち、自然災害要件を借り入れる際にかかる信用保証料を全額補給	対象となる資金を借り入れた中小企業者	なし	商業観光課 商業労政係 21-2335	0	0
中小企業金融相談窓口	・被災した事業所の経営の安定を図るため、相談窓口が設置 ・電話番号:025-285-6887 ・受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時30分	自然災害により被害を受けた中小企業者	なし	新潟県地域産業振興課 025-285-6887	-	-
セーフティネット保証4号	・セーフティネット保証4号とは、突発的災害(自然災害等)の発生に起因して、売上高等が減少している中小企業者を支援するための国の制度 ・要件を満たす中小企業者として、市町村の認定を受けた中小企業者は、各金融機関の融資を利用する場合、信用保証協会による100%保証を受けることが可能	能登半島地震の発生に起因して、最近1カ月の売上高等が比較年同月に比して20%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が比較年同月に比して20%以上減少することが見込まれるなど	令和6年 1月1日から 12月31日まで	商業観光課 商業労政係 21-2335	1	-

2 被災届出証明

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先	決定件数	決定額(円)
被災届出証明書の交付	・被災届出証明とは、店舗や事務所、倉庫、車両、機械設備、農林水産施設などの被災の届け出があったことを証明するもの ・被災届出証明は、保険金の請求や所得税の確定申告(災害減免・雑損控除)をする際に必要となる場合がある	被災した事業用の事務所、店舗、機械、車両、農林水産施設等	令和6年 1月15日から 12月27日まで	商業観光課 商業労政係 21-2335	80	-

3 農業支援

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先	決定件数	決定額(円)
農地・農業用施設災害復旧費一部負担	被災した農地や農業用施設を農家組合等が建設業者等に外注し、重機を使用して復旧する場合の重機借上料として、市が一部を負担 市負担率:農地75%、農業用施設87.5% (激甚指定により市負担率を增高しています)	能登半島地震により被災したと認められる農地(田・畑)、農業用施設(農道、用排水路等)で、耕作に支障があるもの	令和6年 12月31日まで	農林水産課 農地建設係 21-2307	79	46,412,501

4 税の支援

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先	決定件数	決定額(円)
固定資産税・都市計画税の減免	事業用家屋は半壊以上、償却資産は決定価格に対し、10分の2以上の修復費用がかかる場合、土地は区画、形質に10分の2以上の被害を受けた場合に一定の割合で減免(令和5年度第4期、令和6年度分)	事業用家屋などの損傷が半壊以上など	令和7年7月31日まで	税務課 土地係 21-2256	2	1,141,000

5 公費解体

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先	決定件数	決定額(円)
被災した家屋・建物の公費解体	地震によって損壊した家屋・建物について、二次災害の防止や生活環境保全などを目的に、国の制度に基づき、市が所有者に代わって被災家屋等の解体・撤去を行うもの すでに自費で解体している場合は、かかった費用のうち、国の制度で認められる費用を市が償還するもの	個人や中小企業者が所有する家屋・建物のうち、半壊以上の判定を受けたもの	令和6年 11月29日まで	環境課 クリーン推進係 23-5170	1	513,638,400

:受付終了